

裁 決 書

審査請求人

平成21年8月15日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

、平成21年8月10日付けで審査請求人に対し行った生活保護廃止処分は、これを取り消す。

事 実

（以下「処分庁」という。）は、平成21年8月10日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第62条第3項の規定により、生活保護廃止処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成21年8月16日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張している。

突然、保護を廃止されたが、もうお金がなく、生活できない。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

[Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

SECRET

[Redacted text block]

[REDACTED]

[REDACTED]

印

2 判断

(1) 法の規定について

法第27条第1項によると、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」と規定されている。

しかし、この指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要最小限度に止めなければならず（同条第2項）、また、被保護者の意に反して強制し得るものと解釈してはならないとされている（同条第3項）。

また、被保護者は、保護の実施機関から指導又は指示を受けたときは、これに従わなければならないものとされており、保護の実施機関は、被保護者がこの義務に違反したときは、あらかじめ処分しようとする理由、弁明すべき日時及び場所を通知し、弁明の機会を設けた上で、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（法第62条第1項、第3項及び第4項）。

なお、これらの処分は、被保護者に指示違反があった場合に必ず行わなければならないものではなく、保護の実施機関の適切な裁量に基づき、必要と認められる場合に初めて行われるべきものである。もとより、前提となる法第27条第1項に基づく指示については、法の趣旨に照らし、被保護者の生活の維持、向上などを目的に行われるものであり、前述した法第62条

第1項、第3項及び第4項の規定も、形式的、機械的な運用が予定されているものではない。

(2) 原処分について

ア 弁明の機会の付与について

処分庁は、前記1の(7)のとおり、請求人が、前大家との金銭等のやりとりについて、虚偽の申立てをしたことが、前記1の(5)の文書指示に対する違反行為であると判断し、前記1の(8)のとおり、請求人に対し、「7月30日付けをもって次の事項（前記1の(5)の欄内①から④まで）を指示しましたが期日までに履行されませんでしたので、保護の変更・停止・廃止を致しますが、この措置を決定するにさきだち次のとおり履行されなかった弁明の期間を定めます」と記載した文書を交付し、弁明の機会を付与したが、当該文書には、処分庁が指示違反と判断した請求人の行為が、指示事項①から④までのどの事項に該当するのか、記載されておらず、不明である。

したがって、請求人に対し、処分庁が通知した当該文書は、請求人のいかなる言動がいずれの指示事項に違反するかが示されておらず、原処分を行おうとする理由が不明確であることから、請求人の防御権が適切に行使しうるとは考えられず、法第62条第4項の規定の趣旨に反した弁明の機会の付与であると言わざるを得ない。

イ 本件文書指示の内容について

法第27条第1項に基づく指示は、法の趣旨に照らし、被保護者の生活の維持、向上などを目的として行われるべきものであることから、保護の実施機関は、被保護者の指導指示違反に対して当該目的に沿うような具体的指示を行う必要があり、また、同条第2項のとおり、指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要最小限に止めなければならないとされており、指導又は指示の内容が当該目的を逸脱して、みだりに被保護者の権利を制限しないようにしなければならないが、本件指示内容は、対症療法的かつ抽象的なもので、その指示の射程の範囲が不明瞭なものであるか、請求人の生活の維持、向上その他保護の目的達成のための具体性に欠けるものであって、いずれも違法又は不当であるというべきである。

とりわけ処分庁は、「③福祉部の許可なく転居しないこと」と、請求人の居住地選択の自由が著しく制限される内容の指示を行っているが、このような許可を強制する権限は、処分庁に与えられていないのであるから、当該指示は、法で規定する指示の範囲を著しく逸脱しており、違法である。

さらに、本件文書指示の内容の記載においても、原処分の通知書では、請求人が本件指示内容のいずれに違反したかは明らかではないから、理由付記の観点からも原処分は適法であるということとはできない。

ウ 以上のとおり、原処分内容及び手続はいずれも違法といわざるを得ないから、原処分は取消しを免れない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成24年10月26日

北海道知事 高橋 はるみ

